

(案)

## 物品売買契約書（単価契約）

- 物 件 名 盛岡森林管理署油類単価供給契約
- 予 定 数 量 単価表のとおり
- 契 約 単 価 単価表のとおり
- 契 約 予 定 金 額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 契 約 期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日  
至 令和 8 年 3 月 31 日
- 納 入 場 所 仕様書のとおり
- 契 約 保 証 金 免除

上記の物品売買契約について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月12日に交付した物品売買契約約款によって、公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 岩手県盛岡市北山2丁目2番40号  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
盛岡森林管理署長 印

受 注 者 住 所  
氏 名

# 仕 様 書

## 1、仕様

調達物品の品名・品質規格・予定数量・納入場所は下記のとおりとする。

品目	品質規格	予定数量 (ℓ)	納入場所
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	10,000ℓ	契約者給油所 (盛岡森林管理署より概ね半径5km以内)
灯油 (配達)	JIS K2203 1号	3,000ℓ	盛岡森林管理署 (盛岡市北山2丁目2番40号)
洗車	水洗い (RV車)	30回	契約者給油所 (盛岡森林管理署より概ね半径5km以内)

## 2、給油方法

(1) ガソリンについては事業者所有の給油施設での給油(ただしセルフ給油方式は不可)とし、「基点となる官署等の住所等」から概ね半径5km圏内に自前もしくは下請け等の提携先(この場合、事前にその内容を証明し分任支出負担行為担当官の承認を得ること。)の給油施設を有する石油販売事業者であることを条件とする。

(2) 灯油については官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

## 3、予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

## 4、納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書(以下「納品伝票」という。)を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票を品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

## 5、請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

## 6、予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

## 7、契約単価の変動による変更契約

初回の変更契約は、その月の第3週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査(以下「週次調査」という。)の価格が入札時の直前の週次調査等と比較して、契約油種の1種以上が3.0円以上変動した場合とし、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。

2回目以降の変更契約は、その月の第3週の週次調査等の価格が、直近の変更契約時の週次調査等と比較して、契約油種の1種以上が3.0円以上変動した場合とし、協議のうえ契約単価を変更することができるものとする。

いずれの変更契約も、変更契約の要因となった油種だけではなく、全ての油種を変更できるものとする。

# 単 価 表

令和 年 月 日契約

## 盛岡森林管理署油類単価供給

品目	品質規格	予定数量	単価 (円)	契約予定 金額 (円)	特記事項
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	10,000ℓ			
灯油	JIS K2203 1号	3,000ℓ			
洗車	水洗い (RV車)	30回			
計	-	-	-		
消費税	-	-	-		10%
合計					